

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用支出差止請求住民訴訟事件

原 告 柏村 忠志 外20名

被 告 茨城県知事 外1名

証 抱 説 明 書 (甲B54)

2008(平成20)年4月1日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

弁護士 五 來 則 男

弁護士 坂 本 博 之

弁護士 広 田 次 男

上記谷萩陽一訴訟復代理人

弁護士 丸 山 幸 司

外

号 証	標 目	(原 本・写 しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	利根川上流域堤防存否等調査報告書	原本	H19.8.27	真下淑恵 高橋利明
立 証 趣 旨				
<p>甲 B第54号証</p> <p>1) 平成19年3月から数次にわたり現場調査をなしたところ、利根川本川上流域には、河川管理施設たる堤防の存在は認められないこと。</p> <p>2) 昭和22年9月のカスリーン台風による洪水の際には、利根川本川上流域において、ごく一部の低地部の集落をのぞき、利根川本川から氾濫したとの記録や痕跡は認められないこと。</p> <p>3) このことから、利根川本川上流域においては、カスリーン台風の襲来時と現在とで、利根川の河道や流況には、大きな変化はないと認められること。</p> <p>4) 烏川流域においては、大熊孝新潟大学教授の著作「利根川治水の変遷と水害」におけるカスリーン台風時の氾濫状況調査とその他の文献資料を基礎にして、「河川整備基本方針」についての国土交通省の説明を検証すると、カスリーン台風が再来したときの流量は、最大で烏川の実績流量に1300m³/Sを加えた程度であると考えられること。</p> <p>5) このことから、カスリーン台風再来時の流量を推計すると、最大で、実績流量1万7000m³/Sに1300m³/Sを加えた程度であると考えられること。</p> <p>6) 以上の調査結果から、カスリーン台風後に「河川整備等による氾濫量の減少」が起こっており、現在は5000m³/Sの流量増加が起こるとの国土交通省の説明は、起こりえない事実であること。</p>				